

令和7年10月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年10月28日（火）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 講堂1（南庁舎3階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、係長、主査、主事

7 議題等

第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項14 農地法第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより10月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声】</p>
会長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは早速ですが、第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>

係 長	<p>それでは、第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があつたため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。第16号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
水野洋子 委 員	<p>6月の定例会にて議決いただいた農振除外の件について、改めて農地転用許可申請があつたものです。</p> <p>10月20日にそれぞれ現地を調査しました。</p> <p>申請地は、森林公园と城山街道が交わる東栄交差点から西に200m程の場所であり、申請者の会社の西側に位置しております。</p> <p>周辺の状況については、西側は雑種地、南側は道路、北側は宅地であり、周辺に農地はなく、排水については、現状のとおりで自然浸透されるため、周辺農地に影響はないと考えます。</p> <p>申請理由については、現在4台分の駐車場しかないため、来客用駐車場や従業員用駐車場を確保するためであり、近隣の土地を探したもの、いずれも実現の可能性がなかったことから本申請に至つたものです。</p> <p>申請地については少なくとも十数年前から駐車場として無断転用状態が続いておりましたが、本申請に伴い始末書の添付がありました。</p> <p>以上のことから調査委員の意見としては、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。</p>
水野政起 委 員	始末書には賃借人、賃貸人として名前が記入されていますが、これはあくまで現在の関係性であり、本件は所有権移転の転用であることを補足いたします。
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第16号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	始末書の中で、今後はこのようなことがないようにする旨の記載がありますが、本件の譲渡人はこのほかに農地を持っていないでしょうか。
水野政起 委 員	譲渡人は申請地を相続によって受け取られていることは分かっておりますが、その他に農地を持っているかどうかまでは分かりません。

森下幸夫 委 員	申請書の資金計画の欄に、申請地の購入費用が記載されていませんが、無くてもいいのか、無いといけないのかどちらでしょうか。
係 長	確認のうえ、含める必要があれば、県に提出するまでに申請者に修正を依頼します。
横井利夫 委 員	無断転用について譲受人が認識していたか分かりませんが、始末書が添付されているため、許可にあたり問題はないと思います。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。第16号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員（または挙手多数）】
会 長	挙手全員（挙手多数）により、第16号議案については、許可相当とすることに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項14「農地法第5条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、報告事項14「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条の規定による届出が、9件で1,513平方メートル、主な概要は旭前町地内外で一般個人住宅7件、道路1件、露天資材置場1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	譲渡人に市の名前がありますが、間違いではありませんか。
係 長	市が譲渡人で間違いありません。
松原昭平 委 員	農地転用の届出の中に狭小面積でありながら、露天資材置場を目的としているものがあります。
事務局長	譲受人が隣地を所有しているため、自己所有地と一体利用する予定です。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1点ございます。先月は農地パトロールを実施していただきありがとうございました。今後、事務局にて農地パトロールの結果について取りまとめをしまして、遊休農地の所有者に対して利用意向調査書を発送する予定です。なお、調査結果につきましては11月定例総会において御報告いたしますので、よろしくお願いします。

	お知らせは以上でございます。
会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は11月28日(金)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>